

事故発生防止のための指針

平成 20 年 9 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 8 月 1 日改正

令和 3 年 6 月 1 日改正

社会福祉法人葆光会

特別養護老人ホーム藤美苑

藤美苑デイサービスセンター

藤美苑居宅介護支援事業所

1.法人における介護事故の防止に関する基本的考え方

当法人では、「人としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標とし介護事故の防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組んでまいります。

2.介護事故の防止のための委員会その他内の組織

当法人の安全対策部門は事務室が役割を担うものとし、又、介護事故発生の防止等に取り組むにあたり、「リスク（事故予防）検討委員会」を設置します。

(1)「リスク検討委員会」の設置

①設置の目的

法人内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いケアを提供する体制を整備します。万が一事故が発生した場合は、最善の処置、対応を行い法人全体で取り組むことを目的とします。

②リスク検討委員会のメンバー

a.苑長

b.安全対策担当者

c 生活相談員

d 介護支援専門員

e 看護職員

f 介護職員

g 管理栄養士

h 通所介護職員

i 居宅介護支援職員

j 理学療法士

③ リスク検討**委員会**の開催

定期的に毎月一回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止など**環境改善を含めた**検討を行います。事故発生時等必要な際は随時委員会を開催します。

④ リスク検討**委員会**の役割

a. マニュアル、事故(ヒヤリハット)報告書等の整備

介護事故等未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新します。事故(ヒヤリハット)報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新します。

b. 事故(ヒヤリハット)報告の分析および改善策の検討

各課からの報告のあった事故(ヒヤリハット)報告を分析し、事故発生防止のための改善策を検討し、その結果について苑長に提言します。

c. 改善策の周知徹底

b.によって検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

(2) 多職種協働によるアセスメントの実施による事故防止

① 多職種(介護、看護、栄養、相談)協働によるアセスメントを実施します。

ご利用者の心身の状態、生活環境、家族関係等から個々の状態把握に努めます。事故に繋がる要因を検討し事故予防に向けた各種サービス計画を作成します。

② 介護事故予防の状況が事故に繋がらないよう、**各課において**定期的なカンファレンスを開催します。

3.介護事故発生防止における各職種役割

法人内において、事故発生防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(苑長) ・事故発生予防のための総括管理

(安全対策担当者) ・ リスク検討委員会総括責任者

- ・ **法人内**の環境整備の**確認把握**
- ・ **必要**備品の整備
- ・ 職員への安全運転(送迎、受診等)の徹底

(看護職員) ・ 医師、協力病院との連携を図る

- ・ 施設における医療的行為の範囲についての整備
- ・ 処置への対応
- ・ 記録は正確、かつ丁寧に記録する
- ・ 利用者の疾病、障害等による行動特性を知る

(生活相談員・介護支援専門員・**居宅介護支援事業**)

- ・ 事故発生予防のための指針の周知徹底
- ・ 緊急時連絡体制の整備(家族、行政等)
- ・ 報告(事故報告・ヒヤリハット)システムの確立
- ・ 介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
- ・ 家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応

(管理栄養士) ・ 食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導

- ・ 食中毒予防の教育と指導の徹底
- ・ 緊急時連絡体制の整備(保健所、各関係機関、施設、家族)
- ・ 利用者の状態に合わせた食事形態の工夫

(介護職員) ・ 食事、入浴、排泄、移動等介助における基本的知識を身につける

- ・ 利用者の意向に沿った対応を心がけ無理な介護は行わない
- ・ 利用者の疾病、障害等による行動特性を知る
- ・ 利用者個々の心身の状態を把握し、アセスメントに沿ったケアを行う
- ・ 他職種協働のケアを行う
- ・ 記録は正確、かつ丁寧に記録する

4.介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、**安全対策担当者及び**リスク検討会議を中心として、
介護事故発生防止に関する職員への教育、研修を行います。

- ①職員への教育、研修(年2回以上)
- ②新任職員に対する事故発生防止(リスク)の研修
- ③その他必要な教育、研修の随時実施

5.介護事故等の報告方法及び、介護に係る安全の確保を目的とした

改善のための方策

(1)報告システムの確立

情報収集のため、ヒヤリハット報告や事故報告書を作成し、報告システムを確立します。収集された情報は、別紙1により分析、検討を行い**各**事業所内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用います。

尚、この情報を報告者個人の責任追及のためには用いません。

(2)事故要因の分析

集められた情報を基に、分析⇒要因検証と改善策立案⇒改善策実践と評価⇒必要に応じて取り組み改善に活用します。

又、その過程において自施設での事例だけでなく、知りうる範囲で他**法人**の事例や参考文献についても取り上げ回避、軽減に役立てます。

(3)改善策の周知徹底

改善策について介護職員、看護職員を中心に実践し**安全対策担当者**にて取りまとめ全職員に周知徹底を図ります。

6.介護事故発生時の対応

介護事故が発生した場合には、下記により速やかに対応します。(別紙2参照)

①当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び該当利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。関係部署及び家族等に速やか

に連絡し必要な措置を講じます。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

②事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「報告書」(別紙3参照)で速やかに報告します。報告の際には状況がわかるよう事実のみを記載するようにします。

③関係者への連絡・報告

関係職員からの報告に基づき、家族、担当ケアマネジャー(短期入所の場合)必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告を行います。

④損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当法人の加入する損害賠償保険で対応します。

7.その他の災害等への対応

火災・大規模地震等の災害によるリスクの回避・軽減のため下記の手順で行います。

①防災計画の作成

②非常災害のための体制(自衛消防組織等)

③避難誘導訓練・消火訓練・震災訓練の実施(年3回)

④避難、消火、通報装置等の設置及び定期的保守点検

⑤非常用食料等の備蓄

⑥上記体制の周知のための職員教育

⑦その他

8.事故対応防止についての指針の閲覧について

この指針は、危機管理マニュアルに綴じ、誰でも閲覧する事ができます。この指針は、ホームページに掲載されています。

参考文献

平成18年8月18日

社団法人全国老人福祉施設協議会事故発生防止のための指針

